

豊橋市障害者福祉計画策定等業務委託

委託元: 豊橋市 調査実施: (公社)東三河地域研究センター

1. 目的

・本業務では、障害者基本法11条第3項の規定による市町村障害者福祉計画(平成30年度～35年度)の計画書策定のためのアンケート調査、進捗状況分析と課題抽出等を行う。

2. 障害種別の課題抽出

身体障害の方

- ①肢体不自由が手帳所持者の半数以上を占めていることから、施設等のバリアフリー化を推進することが必要。
- ②内部障害が増加していることから、外見では判断できない身体障害の方がいることを知らせるための周知・啓発を図ることが必要。

知的障害の方

- ①グループホームで生活を送りたい方が他の障害に比べ多く、知的障害の方を対象としたグループホームの整備が必要。

精神障害の方

- ①病院に入院している方が多いことから、退院し、就労や通所施設に通うための受入体制を整えることが必要。
- ②精神科への通院に対する抵抗感が少なくなっていることから自立支援医療(精神通院医療)受給者が大幅に増加していると推測。

難病・発達障害の方

- ①アンケート結果によると、今後希望する過ごし方として正規の社員・従業員で働きたい方が多いことから、ハローワークと連携し、企業担当者を対象とした研修を行い、障害者雇用の推進を図ることが必要。

発達障害の方

- ①精神疾患別患者数から心理的発達の障害の方が5年で約2倍に増加していることから発達障害にかかる相談体制の充実を図ることが必要。
- ②乳幼児健診においてスクリーニングの向上から障害の早期発見が増えていると推測。

3. 基本目標ごとの課題抽出

I 障害を理解し、ともに生きるまちづくり

- ①ボランティア活動への関心度合に乖離があることから、障害のある方と一般市民の方が集う機会の創出が必要。
- ②障害の方は、地域活動に参加できる環境が整っていないことから、地域の一員として地域活動に参加できる施策が必要。
- ③障害の方からみた一般市民の理解度と一般市民からみた障害の方の関心度に差があることから一般市民への理解促進の施策が必要。
- ④障害者差別解消法の施行から間もないことから、法の趣旨・目的について一層の周知が必要。

II 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり

- ①障害の方も一般市民もいっしょに学べる学校が必要と回答していることから、インクルーシブ教育を推進していくことが必要。
- ②普通学級・特別支援学級・特別支援学校に関わらず、一人ひとりの障害の状況に合わせた教育環境を充実させていくことが課題。
- ③障害の方の働く場が少ないと不安に思っていることから、障害の方の働く場の創出が必要。
- ④就労に対する悩みが様々なことから、障害特性に合わせた就労に対する支援体制を充実させていくことも必要。
- ⑤スポーツをすることに前向きな意見が多いことから、障害のある方が積極的にスポーツを行える環境整備を充実することが必要。

III 社会参加を支援するまちづくり

- ①相談支援に対して求めるものも多いことから、専門的知識を有する相談員が配置されている機関の更なる利用促進が必要。
- ②障害者の方の将来の不安に対して、相談をしたい意向が強いことから、相談支援の更なる充実が課題。
- ③不安なく医療を受けることができるよう持続可能な制度とするための取り組みが必要。
- ④疑問を感じてから受診に時間を要していることから、早期に受診できる体制づくりが課題。
- ⑤前回調査時より障害者虐待防止法の認知度が高まっているが更に認知度を高めるために法の趣旨・目的の周知に努めることが必要。

IV 住みよい環境をひろげるまちづくり

- ①介助者がいれば避難できる人もいることから、障害特性に合わせた災害時の避難におけるサポート体制の構築が必要。
- ②情報の入手先が様々なことから、障害特性に合わせた情報提供手段の多様化が課題。